

# 団体火災見舞金保険

契約者が居住している住宅が火災等、自然災害で損害を受けたとき、1口あたり月10円の保険料で最高15万円を保障します。見舞金制度につき他の火災保険等とは別枠でお支払いします。

最高10口まで加入できます。

## ● 火災等による損害の保障範囲 ●



## 火災等給付金

<1口あたり>

被害の程度	損害割合	給付金額
全焼損	70%以上	150,000円
半焼損	20%以上	105,000円
一部焼損	20%未満	45,000円以内

住宅・家財を問わず、損害額2,000円以上が請求の対象になります。(突発的な第三者の加害行為による損害は損害額5万円以上)

## ● 自然災害による損害の保障範囲 ●



## 自然災害給付金

<1口あたり>

被害の程度	損害割合	給付金額
全壊・流失	70%以上	20,000円
半壊	20%以上	10,000円
一部壊	20%未満	4,000円
床上浸水		4,000円

住宅の損害額20万円以上が請求の対象となります。

## ● その他の保障 ● 契約者居住の住宅損壊に伴う本人の死亡は10,000円をお支払いします。

### 注意事項

- 保障の対象とならないもの…門、塀、物置その他付属の建物、通貨、貴金属、美術品、設計図、自動車、家畜など
- 給付金が支払われない場合
  - ① 契約者および契約者と同一世帯に属する者の故意、または重大な過失によって生じた損害
  - ② 火災時における保険目的の紛失・盗難による損害
  - ③ 戦争その他の変乱によって生じた損害

- 保険目的物件所在地について  
 団体火災見舞金保険の保険目的物件所在地は契約者が現に居住するところ(現住所)となっておりますが、つぎの方に限り物件を指定することができます。
  - ① 独身者で、寮やアパート・借間に居住している方が実家を指定する。
  - ② 単身赴任者が、家族の住んでいる場所を指定する。
 (注) 保険目的物件所在地を指定する場合は、指定する住所を異動届に記載し届け出てください。届け出のない場合は「現住所」となります。

## ● 団体の加入要件 ● 団体の構成員が20名以上で、構成員全員の加入が必要となります。

お願い:火災等や自然災害で被害が発生した場合は、下記のフリーダイヤルへすみやかにご連絡願います。



あいきょうさい

一般財団法人 福島県民共済会

〒960-8042 福島市荒町1番21号 協働会館内  
 TEL 024-521-3392 FAX 024-521-6841



0120-655-322

ホームページ <https://www.i-kyosai.or.jp>

福島県民共済会(愛称:あいきょうさい)は、1973年に県民が健康で明るく暮らせるようお手伝いをするために設立され、認可特定保険業(団体火災見舞金保険・医療扶助保険・勤労者互助会保険・医療保険センチュリー)を中心に無料法律相談会、各種カルチャー教室、講演会の開催、さらには、けんみん葬祭による葬祭事業などを通して「助け合いの輪」を県内各地に広めています。

### 個人情報に関する取扱いについて

あいきょうさいでは、お客様により良い保険商品・生活文化福祉の向上に役立つサービスを提供させていただくため、お客様に関する情報を取得させていただいております。これらお客様の個人情報は、ご本人かどうかの確認、保険契約の締結・維持管理、給付金の支払いに関する業務に利用させていただきます。併せて、保障に関する情報のご提供、あいきょうさいの事業、各種斡旋商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。詳しくはホームページ<https://www.i-kyosai.or.jp>をご覧ください。